

口座解約手続きにおける印鑑レスの取扱開始について

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、2020年12月1日（火）から、預金残高が1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおいて印鑑レスとする取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

これに伴い、お客さまが届出印を持参されていない場合の口座解約にかかる手続きを簡略化いたします。

記

対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象となる口座	預金残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金
お手続きに必要な事項	<ul style="list-style-type: none">・ご本人の来店・運転免許証等の顔写真付き本人確認書類のご提示・通帳またはキャッシュカードのご提示
取扱開始日	2020年12月1日（火）

以上